

薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会運営要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成16年薩摩川内市規則第26号）第5条の規定に基づき、<u>薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が諮問を受けた審査請求の審査等に関し審査会の運営について</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>弁明書の提出</u>等）</p> <p>第2条 審査会は、薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）<u>第18条第1項</u>の規定又は薩摩川内市個人情報保護条例（平成17年薩摩川内市条例第57号）<u>第45条第1項</u>の規定による諮問を受けたときは実施機関に対し、相当の期間を定めて、当該諮問に係る<u>審査請求に対する弁明書</u>及び当該諮問に係る公文書の写し若しくは保有個人情報の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員に出席を求めて、口頭で説明を聴くものとする。</p> <p>（<u>意見書の提出</u>等）</p>	<p>薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会運営要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成16年薩摩川内市規則第26号）第5条の規定に基づき、<u>審査会の運営に関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>実施機関からの理由説明</u>等）</p> <p>第2条 審査会は、薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号。以下「情報公開条例」という。）<u>第18条</u>の規定又は薩摩川内市個人情報保護条例（平成17年薩摩川内市条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）<u>第44条</u>の規定による諮問を受けたときは、実施機関に対し、相当の期間を定めて、当該諮問に係る<u>決定をした理由説明書</u>及び当該諮問に係る公文書の写し若しくは保有個人情報の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員に出席を求めて、口頭で説明を聴くものとする。</p> <p>（<u>不服申立人の意見書</u>）</p>

第3条 審査会は、前条第1項の弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人（以下「審査請求人等」という。）に送付し、相当の期間を定めて、当該弁明書に対する審査請求人等の反論等を記載した意見書を求めるものとする。

2 審査会は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを実施機関に送付するものとする。

#### (事前調査)

第4条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における調査審議の充実及びその効率的な遂行に資するため、第1回の会議を開催する前に、事前に必要な調査等を行うことができる。

(意見陳述)

第5条 審査会は、審査請求人等の請求があった場合において必要があると認めるときは、審査請求人等に口頭又は文書で意見を述べる機会を与えるものとする。

2 審査会は、審査請求人等の意見又は説明を受けるに当たり、審査請求人等から申出があったときは、補佐人の付添いを認めることができる。

3 補佐人は、意見陳述の介添え又は発言を補足する立場からの助言等を

第3条 審査会は、前条第1項の規定による理由説明書の提出があったときは、その写しを不服申立人に送付し、相当の期間を定めて、当該理由説明書に対する不服申立人の反論等を記載した意見書を求めるものとする。

2 審査会は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを実施機関に送付するものとする。

(意見陳述)

第4条 審査会は、不服申立人の申立てがあった場合において必要があると認めるときは、不服申立人に口頭又は文書で意見を述べる機会を与えるものとする。

2 審査会は、当該諮問に係る公文書若しくは処理情報に第三者に関する情報が記録されている場合において必要があると認めるときは、口頭又は文書により、当該第三者から意見を聴取するものとする。

3 審査会は、不服申立人若しくは第三者（以下「不服申立人等」という。）の意見又は説明を受けるに当たって、不服申立人等から申出があったときは、補佐人の付添いを認めることができる。

4 補佐人は、意見陳述人の介添え又は発言を補足する立場からの助言等

行う者であり、審査会に対して、自らの意見の陳述又は説明を行うことはできないものとする。ただし、審査会が審査を行う上で必要と認める場合は、この限りでない。

**4 前3項**の口頭で意見又は説明を述べることができる者の数は、それぞれ3名以内とする。

**5** 審査会は、必要と認めるときは、会長が指名する審査会の委員に**審査請求人等**の口頭での意見又は説明の聴取をさせることができる。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

**第6条** 薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年薩摩川内市条例第13号）第11条第2項の規定により、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の申出をしようとする者は、申出書を審査会に提出しなければならない。

**2** 審査会は、前項の申出書が提出されたときは、速やかに当該閲覧の可否を決定し、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(公文書又は処理情報等の保全)

**第7条** 審査会は、実施機関が係属事件の審査に重要な関係を持つ公文書又は処理情報等を保存している場合には、当該**審査**が終了するまではその公文書若しくは処理情報等を実施機関として保全するように求めることができる。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、審査会の審査に必要な事項は、会

を行う者であり、審査会に対して、自らの意見の陳述又は説明を行うことはできないものとする。ただし、審査会が審査を行う上で必要と認める場合は、この限りでない。

**5 前4項**の規定により口頭で意見又は説明を述べることができる者の数は、それぞれ3名以内とする。

**6** 審査会は、必要と認めるときは、会長が指名する審査会の委員に**不服申立人等**の口頭での意見又は説明の聴取をさせることができる。

(公文書又は処理情報等の保全)

**第5条** 審査会は、実施機関が係属事件の審査に重要な関係を持つ公文書又は処理情報等を保存している場合には、当該**不服審査**が終了するまではその公文書若しくは処理情報等を実施機関として保全するように求めることができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の審査に必要な事項は、審

長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月21日から施行する。

査会が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月18日から施行する。